

野生生物小委員会の設置について

平成 25 年 3 月 26 日
令和 6 年 2 月 22 日一部改正
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、野生生物小委員会を置く。
2. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置についての検討を行う。
3. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項を調査審議する。
4. 野生生物小委員会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に関することを除く事項を調査審議する。
5. 野生生物小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の施行状況等を踏まえた必要な措置についての調査審議を行う。

6. 野生生物小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項を調査審議する。
7. 野生生物小委員会は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の施行状況等を踏まえた必要な措置についての調査審議を行う。
8. 野生生物小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

改正の背景・理由

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下、「カルタヘナ法」という。）が制定されて 20 年が経過し、遺伝子組換え技術に係る科学的知見の集積が進み、ゲノム編集を始めとする新たな技術が開発される等、社会情勢も変化している。

近年急速に発展しているバイオテクノロジーの取扱いについては、国際的な議論が行われているところであり、研究開発段階における「閉鎖系[※]」での遺伝子組換え生物等の使用の円滑化も課題となっている。また、技術の進歩に伴って遺伝子組換え生物等の使用に係る社会的認知を底上げしていく必要性が依然として高い状況。

こうした社会の動向を踏まえ、遺伝子組換え技術を始めとしたバイオテクノロジーをめぐる状況等を調査・整理し、カルタヘナ法の目的である生物多様性の確保を図る観点から適切な制度となるよう、継続的な確認や今後に向けて必要に応じた見直しに係る議論・検討の枠組みを整えるため、「野生生物小委員会の設置について」を改正したもの。

※拡散防止措置を講じた実験室などの環境。

(参考)カルタヘナ法のスキーム図

目 的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」

＝環境中への拡散を防止しないで行う使用等（農地での栽培など）

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

主務大臣

環境大臣及び分野ごとの主務大臣
研究開発：文部科学大臣
酒類製造：財務大臣
医薬品等：厚生労働大臣
農林水産：農林水産大臣
鉱工業：経済産業大臣

「第2種使用等」

＝環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（実験室・工場での使用など）

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

主務大臣

研究開発：文部科学大臣
酒類製造：財務大臣
医薬品等：厚生労働大臣
農林水産：農林水産大臣
鉱工業：経済産業大臣

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み

輸出の際の相手国への情報提供、

報告徴収・立入検査、違反者への措置命令（回収等）、罰則等所要の規定を整備